

【経過措置による障害基礎年金】

今回の講義では、「経過措置による障害基礎年金」と「特例措置による障害基礎年金」について学習します。

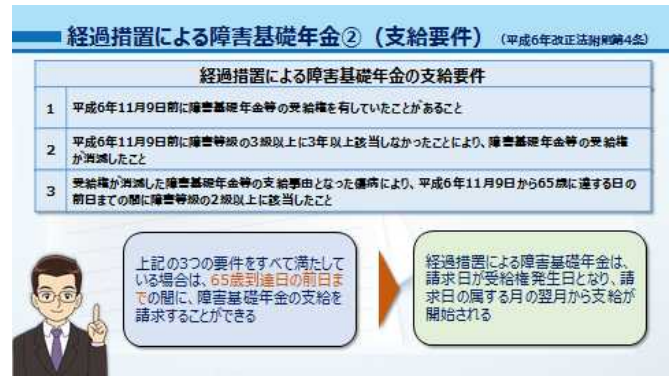
では、最初に「経過措置による障害基礎年金」を見てみましょう。経過措置による障害基礎年金は、平成6年改正法附則第4条に規定されています。

この経過措置は、平成6年の法律改正で、障害基礎年金の失権規定が改められたことにより設けられたものです。

平成6年の法改正前は、障害基礎年金等の受給権者が厚生年金保険法の障害等級の3級以上に該当しなくなつてから3年を経過すると、その受給権は消滅する取扱いとなつていましたが、法改正により、65歳に達するまでの間は、受給権は消滅せず支給停止することに改められました。

これに伴い、平成6年改正法の施行日である平成6年11月9日前に、障害等級の3級以上に不該当のまま3年を経過したことを理由に、障害基礎年金等の受給権が消滅した者のうち、同一の傷病により、平成6年11月9日に障害等級の2級以上に該当する者または平成6年11月10日から65歳に達する日の前日までの間に障害等級の2級以上に該当した者は、障害基礎年金の支給を請求することができます。

なお、ここでの障害基礎年金等の「等」とは、障害厚生年金、障害共済年金、旧国民年金法による障害年金および旧厚生年金保険法による障害年金を意味します。



（経過措置による障害基礎年金（支給要件））

経過措置による障害基礎年金の支給要件は3つあり、3つの要件すべてを満たしていることが必要です。

1つ目は「平成6年11月9日前に障害基礎年金等の受給権を有していたことがあること」です。

2つ目は「平成6年11月9日前に障害等級の3級以上に3年以上該当しなかったことにより、障害基礎年金等の受給権が消滅したこと」です。

3つ目は「受給権が消滅した障害基礎年金等の支給事由となった傷病により、平成6年11月9日から65歳に達する日の前日までの間に障害等級の2級以上に該当したこと」です。

この3つの要件をすべて満たしている場合は、65歳に達する日の前日までに、障害基礎年金の支給を請求することができ、請求があつた日の属する月の翌月から、法第30条の規定に基づく、障害認定日による障害基礎年金が支給されます。

ただし、昭和61年4月1日以後に裁定された20歳前傷病による障害基礎年金および旧国民年金法の障害福祉年金の受給権を有していた者については、法第30条の4の規定に基づく、20歳前傷病による障害基礎年金が支給されます。

特例措置による障害基礎年金①(平成6年改正法附則第6条)

昭和61年4月1日前の旧法では、現在よりも障害年金の支給要件が厳しかったため、公的年金制度の加入期間中に障害の状態となっても、当時の支給要件に該当せず、障害年金の支給を受けることができなかった者がいる。



【特例措置による障害基礎年金】

次は、特例措置による障害基礎年金を見てみましょう。特例措置による障害基礎年金は、平成6年改正法附則第6条に規定されています。

昭和61年4月1日前の旧法では、現在よりも障害年金の支給要件が厳しかったため、公的年金制度の加入期間中に障害の状態となっても、当時の支給要件に該当せず、障害年金の支給を受けることができなかった者がいます。たとえば、旧法の国民年金では1年以上の加入を、厚生年金保険では6月以上の加入を障害年金の支給要件としていたのがその例です。

平成6年の法律改正では、こうした当時の支給要件に該当せず、障害年金の支給を受けることができなかった者についても、現在の支給要件に該当する場合には、特例的に法第30条の4の規定に基づく障害基礎年金、すなわち、20歳前傷病による障害基礎年金の支給を請求できることに改められました。

特例措置による障害基礎年金②(支給要件)(平成6年改正法附則第6条)

特例措置による障害基礎年金の支給要件

初診日要件	昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間にある傷病の初診日に、国民年金の被保険者、厚生年金保険の被保険者、船員保険の被保険者または共済組合の組合員であり、かつ、その傷病による障害について障害基礎年金または被用者年金各法による障害年金等の受給権を有したことがない者
保険料納付要件	初診日の前日に、初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、旧保険料納付済期間と旧保険料免除期間とを合わせた期間が3分の2以上であること(保険料納付要件の経過措置は適用されない)
障害認定日要件	平成6年11月9日から65歳に達する日の前日までの間に障害等級の2級以上に該当したこと



上記の3つの要件をすべて満たしている場合は、65歳到達日の前日までの間に、障害基礎年金の支給を請求することができます

特例措置による障害基礎年金は、請求日が支給権発生日となり、請求日の属する月の翌月から20歳前傷病による障害基礎年金が支給される

(特例措置による障害基礎年金(支給要件))

では、この特例措置による障害基礎年金の支給要件を見てみましょう。

この特例措置による障害基礎年金の支給を受けるためには、初診日要件、保険料納付要件および障害認定日要件を満たしていることが必要です。

最初に、初診日要件です。初診日要件は、「昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間にある傷病の初診日に、国民年金の被保険者、厚生年金保険の被保険者、船員保険の被保険者または共済組合の組合員であり、かつ、その傷病による障害について障害基礎年金または被用者年金各法による障害年金等の受給権を有したことがない者」です。

次に、保険料納付要件です。保険料納付要件は、「初診日の前日に、初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、旧保険料納付済期間と旧保険料免除期間とを合わせた期間が3分の2以上であること」です。ただし、特例措置による障害基礎年金は、直近1年間の被保険者期間に保険料の未納期間がなければ、保険料納付要件を満たしたことになる保険料納付要件の経過措置は適用されません。また、初診日が平成3年5月1日前にある場合の「月の前々月まで」を「月前における直近の基準月(1月、4月、7月、10月)の前月まで」に読み替える規定も適用されません。

最後に、障害認定日要件です。障害認定日要件は、平成6年改正法の施行日である「平成6年11月9日から65歳に達する日の前日までの間に障害等級の2級以上に該当したこと」です。

これらの、初診日要件、保険料納付要件および障害認定日要件をすべて満たしている場合は、65歳に達する日の前日までに、障害基礎年金の支給を請求することができ、請求があった日の属する月の翌月から法第30条の4の規定に基づく、20歳前傷病による障害基礎年金が支給されます。

なお、特例措置による障害基礎年金は、20歳前傷病による障害基礎年金と同様の支給停止の規定が適用されます。

確認問題

問題 1 障害基礎年金の受給権を有していた者が、平成 6 年 1 月 9 日前に厚生年金保険法の障害等級に不該当のまま 3 年を経過して受給権を喪失していた場合、同一の傷病により、同日から 65 歳に達する日の前日までの間に 1 級又は 2 級の障害の状態になったときは、65 歳に達する日の前日までの間に障害基礎年金の支給を請求することができる。

解答 (平成 6 年改正法附則第 4 条)

問題 2 昭和 61 年 4 月 1 日前の旧法において、障害年金の支給要件に該当しなかった者であっても、平成 6 年 1 月 9 日から 65 歳に達する日の前日までの間に障害等級の 2 級以上に該当し、一定の要件を満たす者については、法第 30 条の 4 (20 歳前傷病)の規定による障害基礎年金が支給される。

解答 (平成 6 年改正法附則第 6 条)

次の問題について正しいか誤っているかを考えてください。

問題 1 です。

障害基礎年金の受給権を有していた者が、平成 6 年 11 月 9 日前に厚生年金保険法の障害等級に不該当のまま 3 年を経過して受給権を喪失していた場合、同一の傷病により、同日から 65 歳に達する日の前日までの間に 1 級又は 2 級の障害の状態になったときは、65 歳に達する日の前日までの間に障害基礎年金の支給を請求することができる。

正解はマルです。

問題 2 です。

昭和 61 年 4 月 1 日前の旧法において、障害年金の支給要件に該当しなかった者であっても、平成 6 年 11 月 9 日から 65 歳に達する日の前日までの間に障害等級の 2 級以上に該当し、一定の要件を満たす者については、法第 30 条の 4 (20 歳前傷病)の規定による障害基礎年金が支給される。

正解はマルです。